

鎌ヶ谷市 市民活動推進センター だより



鎌ヶ谷おもちゃの図書館「あ・そ・ぼ」

（詳細は4頁に掲載）

目次

鎌ヶ谷おもちゃの図書館「あ・そ・ぼ」（写真紹介）	p 1
NPO法人まごめざわ倶楽部（※「NPO法人しいの木倶楽部」から名称変更の申請中）（団体紹介）	p 2
心のバリアフリー推進体験事業（協働事例紹介）	p 3
県内各自治体における人口とNPO法人数との比較調査（データでみるNPO活動）	p 3
「助成金情報」（お知らせ）	p 4
会計帳簿は何年保存すればよいか（Q&A）	p 4

NPO 法人 まごめざわ倶楽部

NPO法人しいの木倶楽部より
名称変更申請中

《代 表 者》 須貝 昭治(すがい しょうじ)
《所 在 地》 〒273-0116 鎌ヶ谷市馬込沢 11 番 36 号
《連 絡 先》 TEL&FAX 047-439-3208
《活動情報》 自家用自動車にて介護、ガイドヘルパー等を含む
外出支援
(福祉有償運送サービス : 78 条登録)



福祉有償運送用の自動車

【団体設立に至った経緯は?】

「地域のことは、地域で解決しませんか!」をモットーに、平成20年3月に、生活支援を主体とした「馬込沢たすけあいの会」(馬込沢地区)を発足。活動スタート当初に「自動車で病院に連れて行ってほしい」という要望が多かったことをきっかけに、移動サービス事業を実施するための準備を進めていました。その途中で、同様のサービスを提供をしていたNPO法人(しいのき倶楽部)が解散することを知り、その営業権を引き継ぐことで、移動サービス事業を開始しました。

【活動の目的は】

鎌ヶ谷市・船橋市で援助が必要な高齢者・障がい者やその家族、その他手助けを必要とする人々に対して、市民参加と助け合いの精神のもとに地域に根ざした支援を提供する事業を行い、すべての人々が安心して暮らせる地域密着型社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的としています。

【団体のアピールポイントについて】

何かあったときに一番頼りになるのは、隣近所の人たち。お互いに顔の見える地域の中で、困ったことを助け合えることが何よりのアピールポイントです。

【実績】

利用者は15名、運転手2名と移動用自家用自動車が2台登録されており、定期および緊急のサービスを合わせて、毎月20~30件のサービスを提供しています。

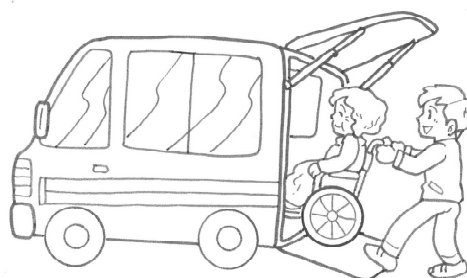
【課題は?】

地域には様々なところから集まってきた住人が多く、お互いに入り込めない面もあり、助け合いの仕組みづくりにおける難しさが課題です。

【今後の方向性】

活動をPRすると利用(需要)者が先に増え、サービス提供者(メンバー)とのアンバランスが生じます。困っている人を助けていくなかで、需給関係のバランスをもって、利用者やサービス提供者を増やしていきたいと考えています。

又、顔の見える関係で支えあう視点から、自治会単位で同様のサービスが行われる仕組みづくりをしていきたいです。



鎌ヶ谷たすけあいの会と、社会福祉課とのコラボレーション

★協働事業とは、行政とNPOがパートナーを組んで事業を行うことで、その成果をアップさせる取り組みです。

『心のバリアフリー推進体験事業』（H20 年度実施）

【事業内容】

心のバリアフリーを広げていくことを目的に、車椅子体験やアイマスクをつけた歩行の介助、高齢者疑似体験を通して、障がいをもった方たちと高齢者、健常者との交流を図る事業として実施されました。

体験のみならず、参加者同士がさまざまな面で交流するといった場を提供できたことは、お互いに相手を理解するうえで大きな意義があり、この事業を通して「鎌ヶ谷市のバリアフリーマップ」作成のきっかけを作ったことも、大きな評価となりました。

【協働による成果】

市との協働事業ということで市民や企業からの信頼を得る事ができ、広報活動を容易に進めることができました。このように公信性があることで事業が進めやすくなることは、協働による成果といえます。また、市とNPOがともに協議をしながら事業を進めていくという取り組みは、市と団体の相互理解を図ることにもつながりました。



上
中
下

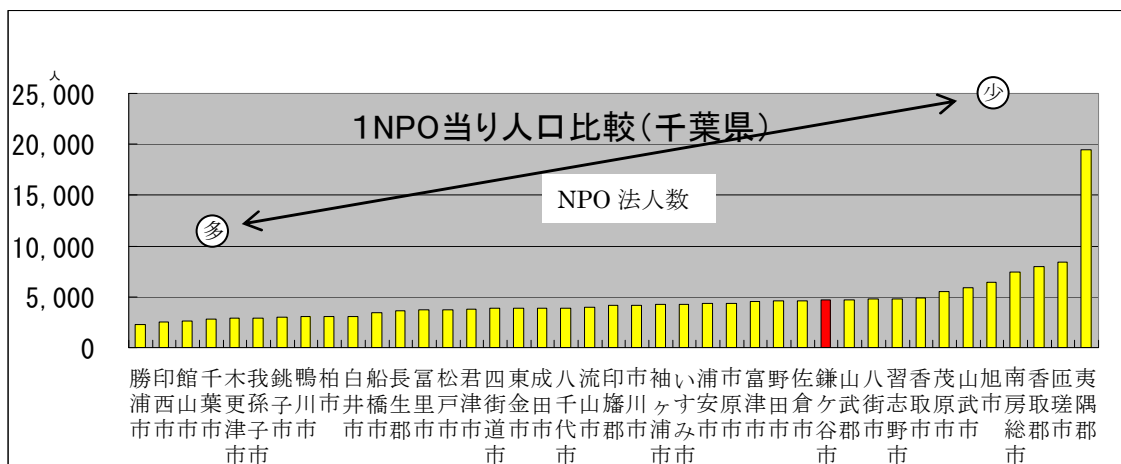
車椅子体験のようす

データでみる NPO 活動

～県内各自治体における人口とNPO法人数との比較調査～

この調査は毎年度実施してきたもので、今年度が3回目の調査となります。全県域でNPO法人の設立が進んでいることが伺える結果となった今回の調査。鎌ケ谷市においては、東葛飾地域で一番NPO法人が少ないという結果になりました。県内全域においても、鎌ケ谷市は昨年の27番目から今年は30番目と順位を下げたことから、NPO法人の増加が、他の市町村に比べてゆっくりとしていることが伺えます。

平成 21 年度国勢調査
平成 21 年度 5 月「NPO 法人数:千葉県知事認証団体一覧」より



NPO 法人の数だけでは評価できませんが、市民活動の充実を進めるため、当センターとしてもどのように支援していくか検討が求められます。

お 知 ら せ

助 成 金 情 報

ユニバーサル財団

「新しい世紀の社会づくり」をテーマとした市民活動助成

- 締 切 平成 21 年 7 月 31 日（必着）
- 対 象 ①高齢者が活動する市民活動団体
②高齢者の医療・保険・福祉、まちづくり等、高齢者を対象とする市民活動を行う団体
- 助成金額 100 万円（上限）
- 問 合 せ 財団法人 ユニバーサル財団
電話 03-3350-9002

特定非営利活動法人 日本チャリティプレート協会
チャリティプレート助成金

- 締 切 平成 21 年 8 月 31 日（必着）
- 対 象 障がい者（重複を含む、以下同じ）が通う小規模作業所、アクティビティ・センター（自立生活センター、グループホーム）などで、特に緊急性が明確である団体（法人である必要はない）に、設備・備品・車両の助成を行う。
- 助成金額 50 万円（上限）
- 問 合 せ 特定非営利活動法人
日本チャリティプレート協会
総務課 須藤
電話 03-3381-4071



会計帳簿は何年保存すればよいか

Q. 会計帳簿は、事業報告書の閲覧期間が経過すれば必要ないと思いますが、何年くらい保存したらよいのでしょうか？ PCデータでの保存は可能でしょうか？

A. 所轄庁に提出する事業報告書は3年間保存すれば足りませんが、税法上、会計関連帳簿類は、最低7年間は保存する必要があります。また、会計簿とは別に、契約書などは契約期間中はもちろんのこと、契約終了後でも必要期間は保存する必要があります。特に債権にかかわることでは5年間保存する必要があるなど、契約内容によって保存年数は異なることがあります。重要契約については企業などでは永久保存にしています。事業報告書等については、通称「e-文書法」により、税務関係書類については、通称「電子帳簿保存法」により、電子データによる保存、作成、閲覧、交付が可能となっています。ただし、保存方法は法律・条令等により定められており、また法人税関係では届出が必要となっていますので、電子データのみで保存する場合は、所轄庁や税務署に相談してください。

（「NPO なんでもどこでも相談 100 問 100 答」より）

・・・☆・・・写真の説明・・・☆・・・

鎌ヶ谷おもちゃの図書館「あ・そ・ぼ」は、毎月第2・4土曜日1時から3時半まで、開館しています。子供達が大好きなおもちゃがたくさんあり、どれでも自由に遊ぶことができます。気に入れば借りていくこともできます。おうちでは遊べない空間と、多種多様なおもちゃで、親子の時間を楽しんでみませんか？

鎌ヶ谷おもちゃの図書館「あ・そ・ぼ」は、14年前に誕生し、この間ずっとボランティアにより、入場無料で運営しています。子供が大好きなスタッフはもちろん、簡単なおもちゃの修理をするおもちゃドクターもいます。壊れたおもちゃを片手にでも、ちょっとのぞいてみませんか？ 《連絡先 444-9477 須賀さん》

編集後記

新年度が始まり、3ヶ月がたったこの時期、総会を開催するNPO法人が多いと思います。新年度の事業に向かって前進！も大切ですが、前年度の事業を振り返り、できたこと、できなかったこと、またそれがどうしてできたのか、できなかったのか、もうすこし工夫が必要だったことなど、みんなでワイワイと話し合ってみることをオススメします。

お互いの考え方を理解し、活動をもっと前進させるチャンスになりますので、お話しアレ！

発行者・所在地 鎌ヶ谷市市民活動推進センター 鎌ヶ谷市富岡 2-6-1 生涯学習推進センター(まなびいプラザ)1階
TEL/FAX 047-401-0891 / 047-401-0892
URL/e-mail <http://www.collabo-kamagaya.jp/> / sikatu@city.kamagaya.chiba.jp